

## 第1章 計画の策定に当たって

### 1 計画策定の趣旨

子供・若者を取り巻く環境の変化の結果、若年無業者(ニート)やひきこもりなど若者の自立をめぐる問題や、児童虐待、いじめ、不登校、有害情報の氾濫など、子供・若者に関わる諸問題が深刻化

こうした状況を踏まえ、全ての子供・若者が健やかに成長し、円滑に社会生活を営むことができる社会の形成を目指し、東京都の子供・若者育成支援施策の一層の推進を図るために策定

### 2 計画の位置付け

- (1) 子ども・若者育成支援推進法第9条に基づく都道府県子ども・若者計画
- (2) 「東京都長期ビジョン」と整合を図りながら、これまでに策定されてきた様々な分野の計画等の中から子供・若者の育成支援に関わる施策等を集めて一覧化し、都における取組・現状を示すとともに、今後の施策の枠組みづくりを推進

### 3 計画の対象

0歳から概ね30歳未満の子供・若者  
施策によっては、30歳代のポスト青年期の者も対象

### 4 計画期間

平成27年度～平成31年度（5年間）

## 第2章 計画の「理念」・「基本方針」

### 1 計画の理念

全ての子供・若者が、青年期に社会的自立を果たすことができるよう、その成長を社会全体で応援

### 2 基本方針

- 基本方針Ⅰ  
全ての子供・若者の健やかな成長と社会的自立を支援
- 基本方針Ⅱ  
社会的自立に困難を有する子供・若者やその家族への支援
- 基本方針Ⅲ  
子供・若者の健やかな成長を社会全体で支えるための環境整備

### 3 施策推進の視点

- 視点1  
一人一人の子供・若者の最善の利益を尊重する視点
- 視点2  
子供・若者の社会的自立を発達段階に応じて支援する視点
- 視点3  
子供・若者の状況に応じた支援に社会全体で重層的に取り組む視点

## 第3章 子供・若者支援施策の具体的な展開

### I 全ての子供・若者の健やかな成長と社会的自立を支援

#### 1 社会的自立に向けた「基礎」の形成

- (1) 基本的な生活習慣の形成
- (2) 確かな学力の育成
- (3) 豊かな人間性の育成
- (4) 健やかな心と体をつくる

#### 2 社会形成、社会参加できる力の育成

- (1) 時代の変化に対応できる力の育成
- (2) 社会貢献の精神の育成
- (3) 健康・安全に生活できる力を養う
- (4) 子供・若者の自立や社会貢献、社会参加の意欲を育む多様な交流機会の確保

#### 3 社会的・職業的自立を支援

- (1) 就業能力・意欲の習得の促進
- (2) 職業教育、職業訓練の充実
- (3) 様々な就業支援
- (4) 社会生活において必要な知識の付与

#### 4 学びの機会の確保

- (1) 就園・就学支援
- (2) 様々な学習支援

### II 社会的自立に困難を有する子供・若者やその家族への支援

#### 1 困難な状況ごとの取組

- (1) いじめ
- (2) 不登校・中途退学
- (3) 障害のある子供・若者への支援
- (4) 若年無業者(ニート)、非正規雇用対策
- (5) ひきこもり対策
- (6) 非行・犯罪に陥った子供・若者への支援
- (7) ひとり親家庭に育つ子供への支援
- (8) 自殺対策
- (9) 特に配慮が必要な子供・若者への支援

#### 2 被害防止と保護

- (1) 児童虐待防止対策
- (2) 社会的養護体制の充実
- (3) 子供・若者の福祉を害する犯罪対策等

### III 子供・若者の健やかな成長を社会全体で支えるための環境整備

#### 1 家庭の養育力・教育力の向上

- (1) 子育て支援の充実
- (2) 家庭教育への支援

#### 2 家庭・地域と一体となった学校の活性化

- (1) 開かれた学校づくり
- (2) 放課後の居場所づくり
- (3) 地域における多様な活動の場の提供

#### 3 子供・若者の育成環境の整備

- (1) 地域における子供の安全対策
- (2) 社会環境の健全化の推進
- (3) 地域で推進する「こころの東京革命」

## 第4章 推進体制等の整備

### 1 都の役割

- 東京都子供・若者支援協議会等の効果的運営により計画を推進
- 区市町村の子供・若者育成支援施策の円滑な実施に資するNPOや民間団体の育成、人材等の確保・養成及び資質の向上
- 先駆的・モデル的事業に取り組み、蓄積した支援ノウハウを区市町村に提供し、区市町村の主体的な事業実施を支援

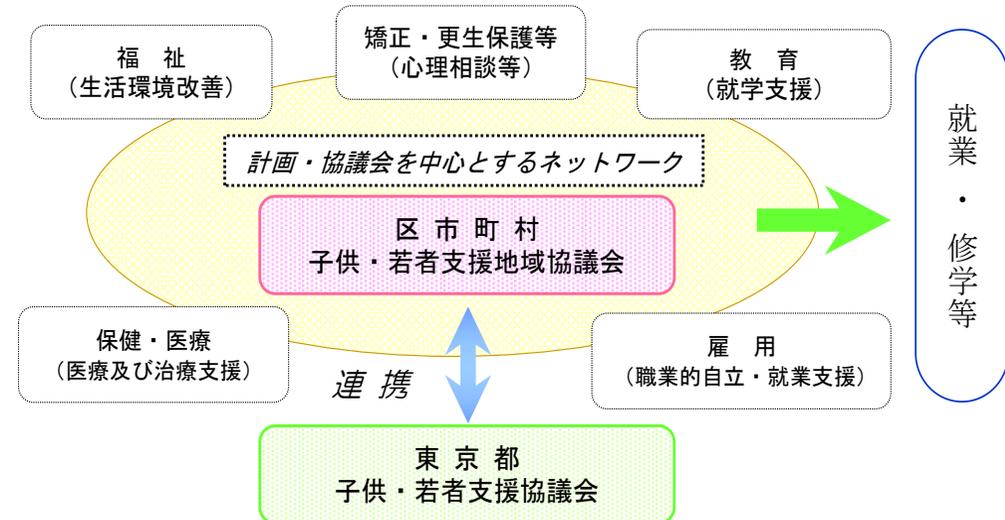
### 2 区市町村の役割

- 住民に身近な自治体として、区域内における子供・若者の状況に応じて、必要となる支援の仕組みを構築
- 地域の実情に応じた区市町村子供・若者計画の策定と、地域における子供・若者育成支援ネットワークの設置

#### 【本計画の特色】

- 「社会的自立」の重要性に着目  
青年期の自立に向けて発達段階に応じた支援を記載
- 施策の一覧化  
関係各局等の子供・若者施策を取りまとめて見える化
- 区市町村の役割の明確化  
住民に身近な区市町村が、地域の実情に応じて、必要となる支援体制を整備

#### 地域における子供・若者育成支援ネットワーク（イメージ）



## 以下の事項を勘案して計画の改定を検討

### 1 大綱、関連計画等

- 子供・若者育成支援推進大綱〔内閣府〕(平成28年2月8日)  
 全ての子供・若者が健やかに成長し、全ての若者が持てる能力を生かし自立・活躍できる社会の実現を総がかりで目指す。
- 重点政策方針2019「未来への投資～人が輝く東京に向けて～」  
 人と人を繋ぐ～人と人の結びつきを深め、誰もがいきいきと活躍し、チャレンジできる都市の実現に向けた政策の展開
- 主な関連計画 (※下線部は、今年度策定・改定予定)

| 【所管局】計画名  | 位置付け  |
|---|---|
| <b>【教育庁】</b><br>東京都教育ビジョン (第4次)   | ○東京都教育委員会が定める施策展開の基本的な方針で、都の「教育振興基本計画」として位置付け国が定めた「第3期教育振興基本計画」を参酌するとともに、都知事が定めた「東京都教育施策大綱」とも基本的な方針を共有  |
| <b>【福祉保健局】</b><br><u>東京都子供・子育て支援総合計画</u><br><br>東京都ひとり親家庭自立支援計画<br><u>東京都社会的養育推進計画 (仮称)</u><br><br>東京都障害者・障害児施策推進計画 | ○都における子供・子育てに関する総合計画として、子ども・子育て支援法に基づく都道府県子ども・子育て支援事業支援計画と次世代育成支援対策推進法に基づく都道府県行動計画、子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく都道府県子供の貧困対策計画とを併せて一体的に策定<br><br>○母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく自立促進計画<br><br>○改正児童福祉法等を受け、厚生労働省子ども家庭局通知「都道府県社会的養育推進計画の策定について」に基づき、里親養育支援など社会的養育の充実・強化を図るための計画<br><br>○障害者施策に関する基本計画としての障害者計画(根拠：障害者基本法)と、障害福祉サービスの提供体制の確保等に関する計画である障害福祉計画(根拠：障害者総合支援法)、障害児通所支援等の提供体制の確保等に関する計画である障害児福祉計画(根拠：児童福祉法)の3つの性格を併せもつ計画 |
| <b>【生活文化局】</b><br>東京都男女平等参画推進総合計画   | ○男女共同参画社会基本法に定める男女共同参画計画<br>東京都男女平等参画基本条例に基づく行動計画   |
| <b>【産業労働局】</b><br>東京都職業能力開発計画   | ○職業能力開発促進法に基づき、国の第10次職業能力開発基本計画を受けて策定する、都における職業能力開発に関する基本となる計画  |

# 子供・若者育成支援推進大綱（概要）

## ～全ての子供・若者が健やかに成長し、自立・活躍できる社会を目指して～

- 子ども・若者育成支援推進法(平成21年法律第71号)に基づき、子供・若者育成支援施策に関する基本的な方針等について定めるもの。
- 子ども・若者育成支援推進本部(本部長:内閣総理大臣、本部員:全閣僚)において平成28年2月9日に決定。

### 第1 はじめに

- 全ての子供・若者が自尊感情や自己肯定感を育み、自己を確立し、社会との関わりを自覚し、社会的に自立した個人として健やかに成長するとともに、多様な他者と協働しながら明るい未来を切り拓くことが求められている。
- 子供・若者の育成支援は、家庭を中心として、国及び地方公共団体、学校、企業、地域等が各々の役割を果たすとともに、相互に協力・連携し、社会全体で取り組むべき課題である。なお、一人一人の子供・若者の立場に立って、生涯を見通した長期的視点、発達段階についての適確な理解の下、最善の利益を考慮する必要がある。
- 全ての子供・若者が健やかに成長し、全ての若者が持てる能力を生かし自立・活躍できる社会の実現を総がかりで目指す。

#### 現状と課題

- 【 家 庭 】・親が不安や負担を抱えやすい現状にあり、社会全体で子育てを助け合う環境づくりが必要  
・貧困の連鎖を断つための取組、児童虐待を防止するための取組の必要  
・家庭環境は多様であり、子供・若者、家族に対して、個々の状況を踏まえた対応が必要
- 【 地 域 社 会 】・地域におけるつながりの希薄化の懸念  
・地域住民、NPO等が子供・若者の育成支援を支える共助の取組の促進が必要
- 【情報通信環境】・常に変化する情報通信環境は、子供・若者の成長に正負の影響をもたらす  
・違法・有害情報の拡散、ネット上のいじめ、ネット依存への対応が必要
- 【 雇 用 】・各学校段階を通じ、社会的・職業的自立に必要な能力・態度を育てるキャリア教育、就業能力開発の機会の充実が重要  
・円滑な就職支援、非正規雇用労働者の正社員転換・待遇改善等による若者の雇用安定化と所得向上が重要

#### これまでの取組の中で顕在化してきたもの

- 【課題の複合性、複雑性】困難を抱えている子供・若者について、子供の貧困、児童虐待、いじめ、不登校等の問題は相互に影響し合い、複合性・複雑性を有していることが顕在化。



## 第2 基本的な方針(5つの重点課題)

### 1. 全ての子供・若者の健やかな育成

- ・基本的な生活習慣の形成、学力・体力の向上、規範意識や思いやりの心の涵養
- ・心・身体の健康を維持し、自ら考え自らを守る力の育成
- ・地域の実情を踏まえた、子供・若者育成支援に関する相談窓口の整備の促進

### 2. 困難を有する子供・若者やその家族への支援

- ・年齢階層で途切れさせない縦のネットワーク及び多機関が有機的に連携した横のネットワークの構築を通じた支援
- ・家庭等に出向き支援するアウトリーチ(訪問支援)の充実
- ・子供の貧困対策、児童虐待防止対策の強化

### 3. 子供・若者の成長のための社会環境の整備

- ・地域等で実施される各種の体験・交流活動の充実
- ・インターネットの急速な普及を踏まえた情報通信技術の適切な利用

### 4. 子供・若者の成長を支える担い手の養成

- ・官公民連携による地域における共助機能の充実
- ・総合的な知見を有するコーディネーターの養成

### 5. 創造的な未来を切り拓く子供・若者の応援

- ・グローバル人材、科学技術人材の育成
- ・情報通信技術の進化に適應し、活用できる人材の育成
- ・地域づくりで活躍する若者の応援

## 第3 基本的な施策

### 1. 全ての子供・若者の健やかな育成

#### (1) 自己形成のための支援

- ①日常生活能力の習得
    - ・インターネットの適切な利用に関する学習活動の推進 等
  - ②学力の向上 ③大学教育等の充実
- #### (2) 子供・若者の健康と安心安全の確保
- ①健康教育の推進と健康の確保・増進等
    - ・心の健康、薬物乱用、発達段階に応じた性に関する知識の教育の充実 等
    - ・妊娠・出産・育児に関する正しい理解に係る教育や情報提供の充実
  - ②子供・若者に関する相談体制の充実
    - ・困難を抱えた場合の相談先や解決方法の啓発広報
    - ・子ども・若者総合相談センターの充実
    - ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用 等

#### ③被害防止のための教育

#### (3) 若者の職業的自立、就労等支援

- ①職業能力・意欲の習得 ②就労等支援の充実

#### (4) 社会形成への参画支援

### 2. 困難を有する子供・若者やその家族への支援

#### (1) 子供・若者の抱える課題の複合性・複雑性を踏まえた重層的な支援の充実

- ・子ども・若者支援地域協議会の設置促進・活動の充実
- ・アウトリーチ(訪問支援)に携わる人材の養成 等

#### (2) 困難な状況ごとの取組

- ①ニート、ひきこもり、不登校の子供・若者への支援等
  - ・地域若者サポートステーションによる支援の充実 等
- ②障害等のある子供・若者の支援
- ③非行・犯罪に陥った子供・若者の支援等
- ④子供の貧困問題への対応
  - ・国民運動の取組の展開、充実 等
- ⑤特に配慮が必要な子供・若者の支援

#### (3) 子供・若者の被害防止・保護

- ①児童虐待防止対策
  - ・児童虐待の発生予防及び発生時の迅速・的確な対応 等
- ②子供・若者の福祉を害する犯罪対策

### 3. 子供・若者の成長のための社会環境の整備

- (1) 家庭、学校及び地域の相互の関係の再構築
  - ① 保護者等への積極的な支援
  - ② 「チームとしての学校」と地域との連携・協働
  - ③ 地域全体で子供を育む環境づくり
    - ・放課後子ども総合プランの推進
    - ・社会性・人間性等を育む多様な体験・交流活動の推進 等
  - ④ 子供・若者が犯罪等の被害に遭いにくいまちづくり
- (2) 子育て支援等の充実
- (3) 子供・若者を取り巻く有害環境等への対応
  - ・安全・安心なインターネットの利用に関する教育・啓発活動の強化
  - ・ネット依存の傾向が見られる青少年を対象とした自然体験や宿泊体験プログラムの実施 等
- (4) ワーク・ライフ・バランスの推進

### 4. 子供・若者の成長を支える担い手の養成

- (1) 地域における多様な担い手の養成
  - ・子育て経験者や様々な経験を有する高齢者、企業やNPO等の多様な主体の参加促進 等
- (2) 専門性の高い人材の養成・確保
  - ・総合的な知見の下に支援をコーディネートする人材の養成
  - ・教育、医療・保健、福祉等の専門職の人材確保、専門性の向上

### 5. 創造的な未来を切り拓く子供・若者の応援

- (1) グローバル社会で活躍する人材の育成
  - ・留学支援の充実 等
- (2) イノベーションの担い手となる科学技術人材等の育成
  - ・先進的な理数教育の支援 等
- (3) 情報通信技術の進化に適応し、活用できる人材の育成
  - ・情報通信技術を高度に活用して社会の具体的な課題を解決できる人材を育成
- (4) 地域づくりで活躍する若者の応援
  - ・地域産業を担う高度な専門的職業人材を育成
  - ・「地域おこし協力隊」の推進 等
- (5) 国際的に活躍する次世代競技者、新進芸術家等の育成
  - ・国際大会で活躍が期待できる競技者の発掘・育成・強化
  - ・世界に通用する創造性豊かな芸術家等の育成
- (6) 社会貢献活動等に対する応援
  - ・内閣総理大臣表彰の創設

## 第4 施策の推進体制等

- (1) 子供・若者に関する実態等の把握、知見の集積と共有 (2) 広報啓発等 (3) 国際的な連携・協力
- (4) 施策の推進等
  - ・地域における先進的な活動についての情報を共有しつつ、行政、学校、企業、NPO等の連携を強化し、社会総がかりでの取組を促進 等

## 2 第31期東京都青少年問題協議会 意見具申

「生きづらさを抱える若者の社会的自立に向けた支援について」(平成30年7月31日)

### 【ポイント】

- ・必要とされる支援や環境の整備について、若者や家族に寄り添う視点から議論
- ・若者や家族の状況に応じて、3つの段階に分類し、課題を整理
  - 「支援の必要性を認識していない段階」
  - 「相談先を見つけることができない段階」
  - 「適切な支援につながらない段階」
- ・3つの段階での阻害要因を解消し、適切な支援につなげるための方策について、「情報発信の充実」、「支援環境の整備」、「支援体制の充実」の視点で提言
- ・青少年期から自己有用感を感じることができる環境づくりの重要性にも言及

【出典】2018年7月24日 東京都報道発表「東京都青少年問題協議会の意見具申案について」より抜粋

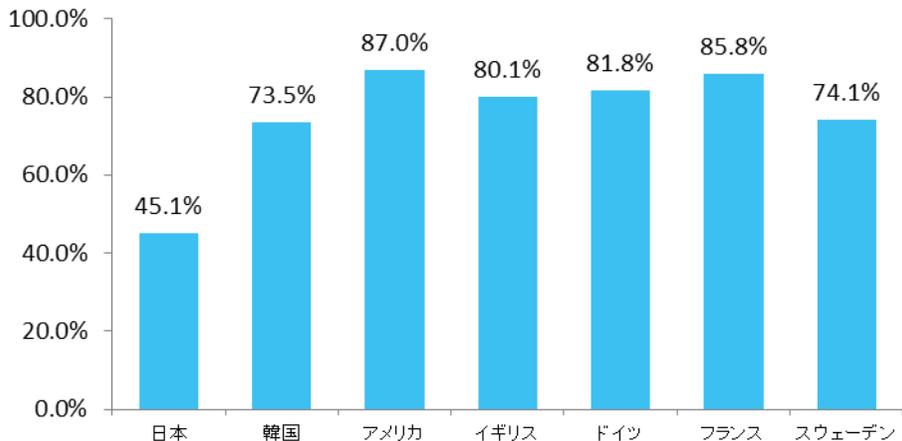
### 3 現代の若者像①

〔内閣府「我が国と諸外国の若者の意識に関する調査」(平成30年度)〕

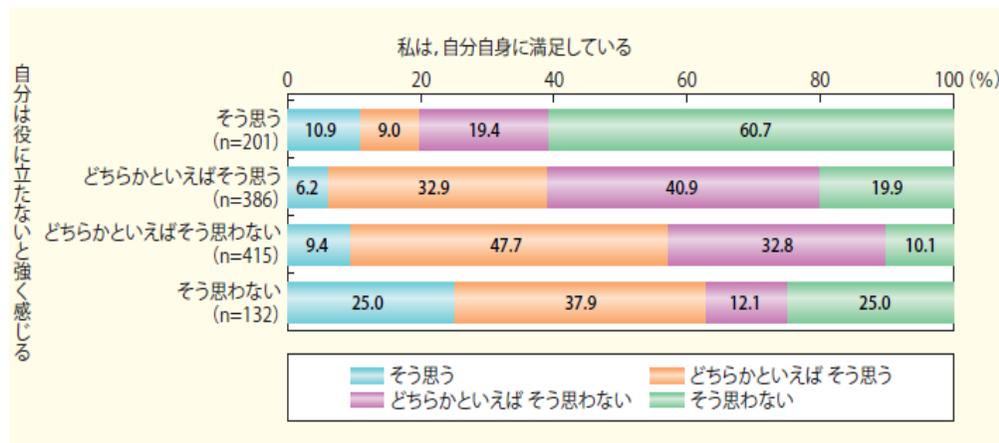
・日本の若者は、諸外国の若者と比べ、自分に満足している割合が低い傾向。

・日本の若者は、自分が役に立たないと強く感じている者ほど自分自身に満足している割合が低い。

図表1 自分自身に満足している若者(諸外国比較)



図表2 自分自身への満足感と自分は役に立たないと強く感じるの関係性



※「自分自身に満足しているか」との問いに対し、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と回答した者の合計  
【出典】令和元年度版 子供・若者白書

※日本の若者の「私は、自分自身に満足している」の回答と「自分は役に立たないと強く感じる」の回答をクロス集計したもの  
【出典】令和元年度版 子供・若者白書

#### ○ 考察

・日本の若者は諸外国の若者と比べて、自分自身に満足しているなど、自身を肯定的にとらえている若者の割合が低い傾向にあり、こうした自己肯定感の低さには自分が役に立たないと感じる自己有用感の低さが関わっている。  
(内閣府 令和元年版 子供・若者白書 「特集1 日本の若者意識の現状～国際比較からみえてくるもの～」より)

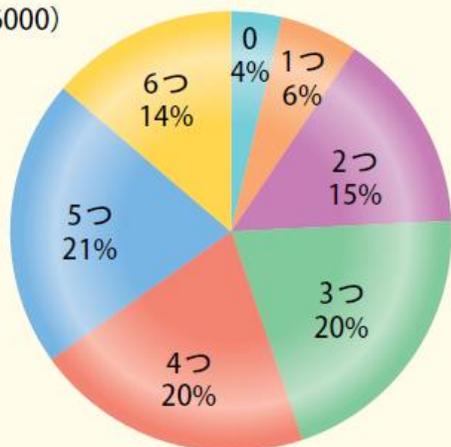
### 3 現代の若者像②

〔内閣府「子供・若者の意識に関する調査」(平成28年度)〕

・6つの場所(自分の部屋、家庭・学校・職場・地域、インターネット空間)について、自分の居場所であると感じている数を調査したところ、居場所が3つ以上あると回答した者は全体の約75%を占める。

図表3 居場所と思う場の数

全体 (n=6000)

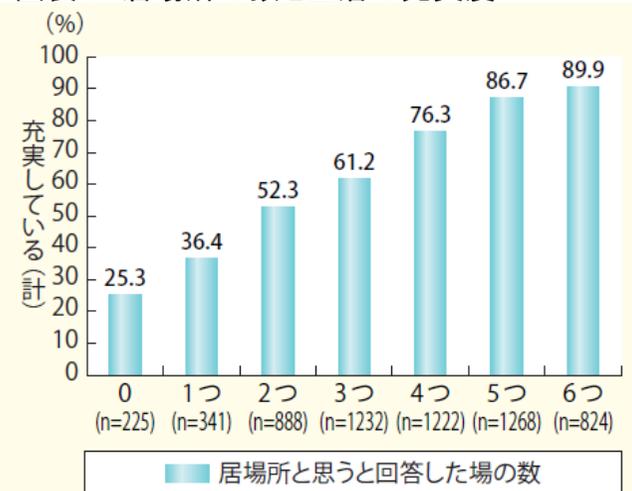


(注) 居場所になっていると思うかをたずねた質問に対し、「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」の回答を合わせた数を計上。

【出典】平成29年版 内閣府 子供・若者白書

・6つの場について、いずれも居場所になっていると思うと答えなかった者(居場所が0の者)で生活が充実しているという回答した者の割合は最も低く、全て居場所になっていると思うと答えた者(居場所が6つの者)で充実しているという回答した者の割合は最も高い。

図表4 居場所の数と生活の充実度



(注) 6つの場について居場所になっていると思うかをたずねた質問に対し、「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」と回答した場の数別に、現在の生活について「充実している」、「どちらかといえば充実している」と回答した者の割合。

【出典】平成29年版 内閣府 子供・若者白書

#### ○ 考察

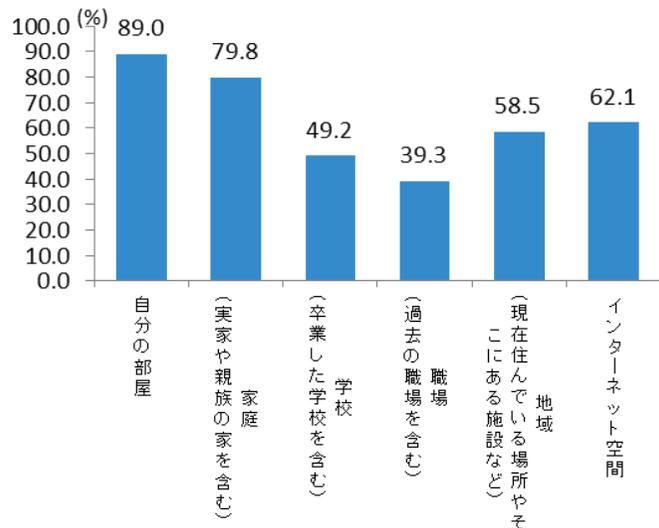
・居場所であると感じている場の数が増えるにつれ、生活が充実しているという回答した者の割合が高くなっている。  
(平成29年版 内閣府 子供・若者白書「若者にとっての人とのつながり」より)

### 3 現代の若者像③

〔内閣府「子供・若者の意識に関する調査」(平成28年度)〕

・居場所を6つの場に分け、自分の居場所と思うかたずねた質問に対する回答は、自分の部屋が89.0%、家庭が79.8%とそれぞれ比較的高い割合を占めている。

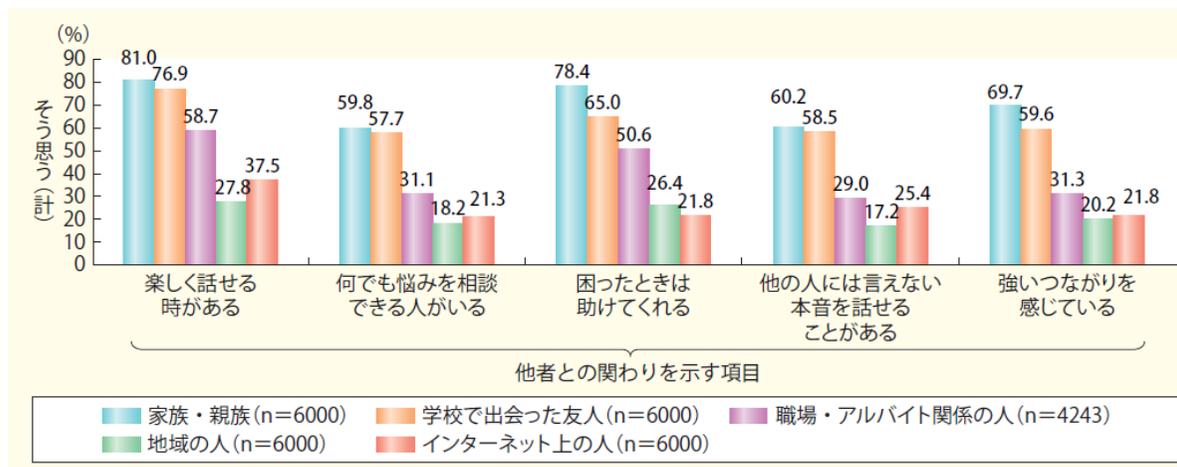
図表5 居場所の有無



【出典】平成29年版 内閣府 子供・若者白書

・家族・親族と、学校で出会った友人との間に、楽しく話したり、悩みを相談したり、助け合ったり、本音を言ったりするなどのつながりの強さを感じている若者の割合が大きい。一方で、地域の人とインターネット上の人との間ではつながりの強さを感じている若者の割合はそれほど大きくないことがわかる。

図表6 強いつながりを感じている対象



(注)「そう思う(計)」は、「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」の合計。

【出典】平成29年版 内閣府 子供・若者白書

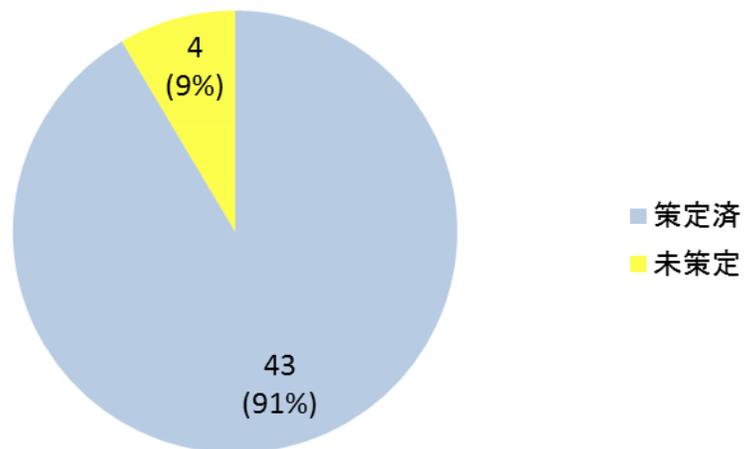
#### ○ 考察

・若者が成長し自立する過程では、誰もが悩みを抱えたりつまずきを覚えたりすることがあるが、その際に大事なものは、ひとりで問題を抱え込み困難な状況に陥ってしまうことを防ぐことである。そのためには、普段から、家庭の他にも自分がほっとできる居心地の良い場所を持つとともに、何かあった時にささえとなってくれる人との関わりを築いておくことが大切であると考えられる。

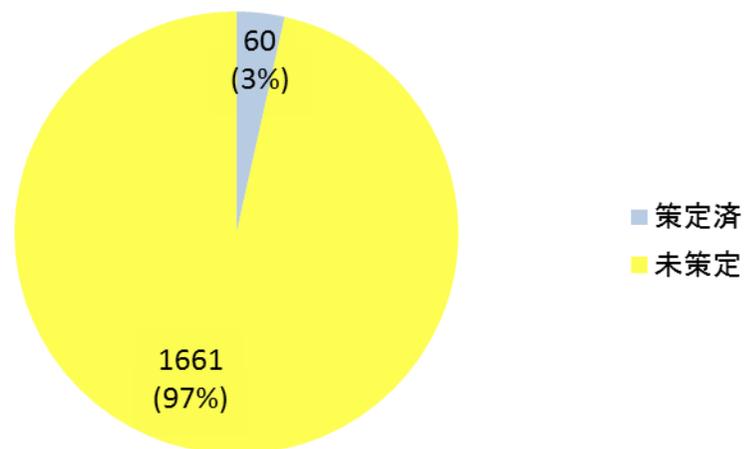
(平成29年版 内閣府 子供・若者白書「若者にとっての人とのつながり」より)

## 4-1 子ども・若者計画策定状況（全国・全区市町村・都内）

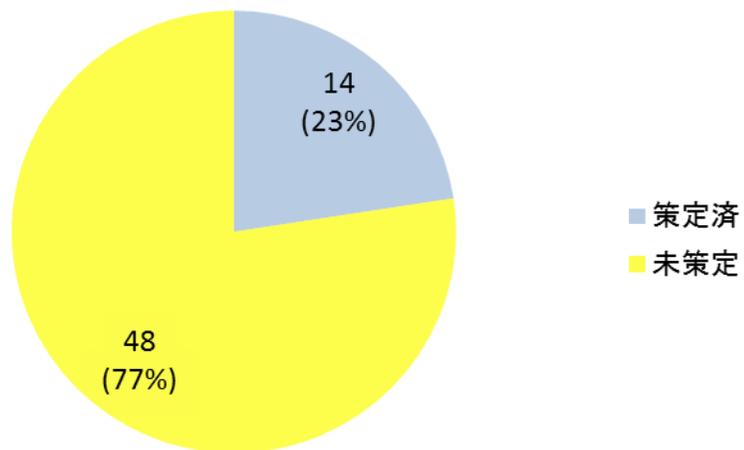
図表7 子ども・若者計画策定状況（全都道府県）



図表8 子ども・若者計画策定状況（全区市町村）



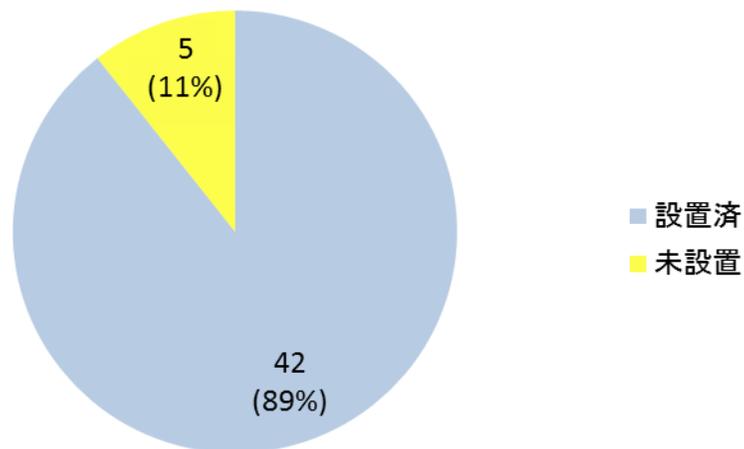
図表9 子ども・若者計画策定状況（都内区市町村）



東京都  
「東京都子供・若者計画」  
策定済

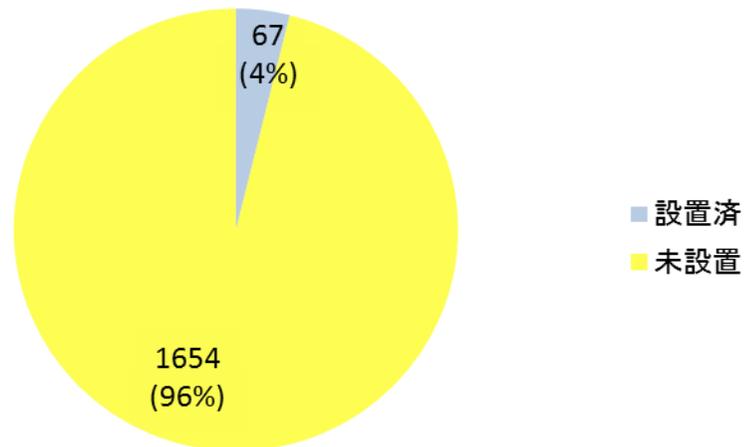
## 4-2 子ども・若者支援地域協議会設置状況（全国・全区市町村・都内）

図表10 子ども・若者支援地域協議会設置状況（全都道府県）

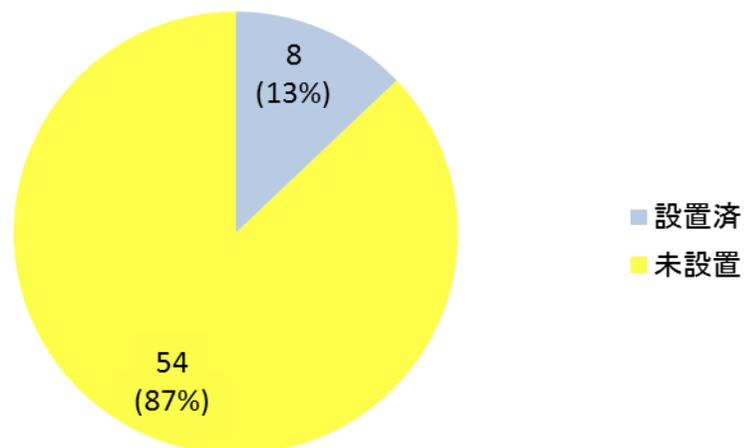


東京都  
「東京都子供・若者支援協議会」  
設置済

図表11 子ども・若者支援地域協議会設置状況（全区市町村）

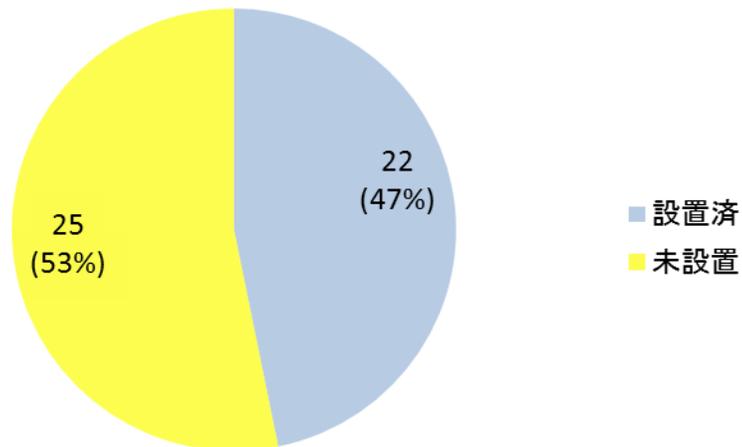


図表12 子ども・若者支援地域協議会設置状況（都内区市町村）

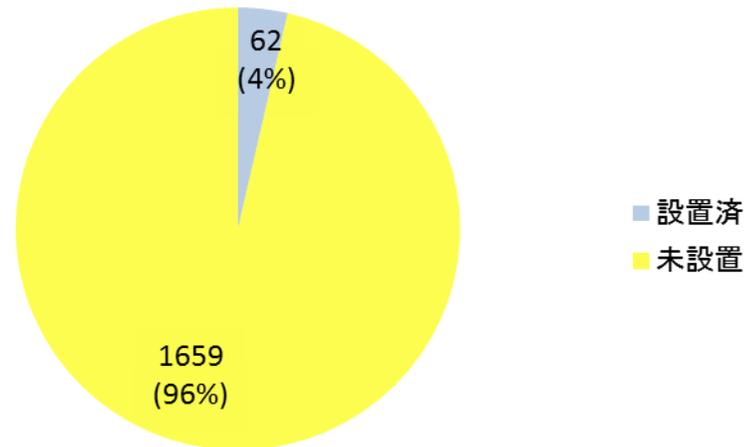


## 4-3 子ども・若者総合相談センター設置状況（全国・全区市町村・都内）

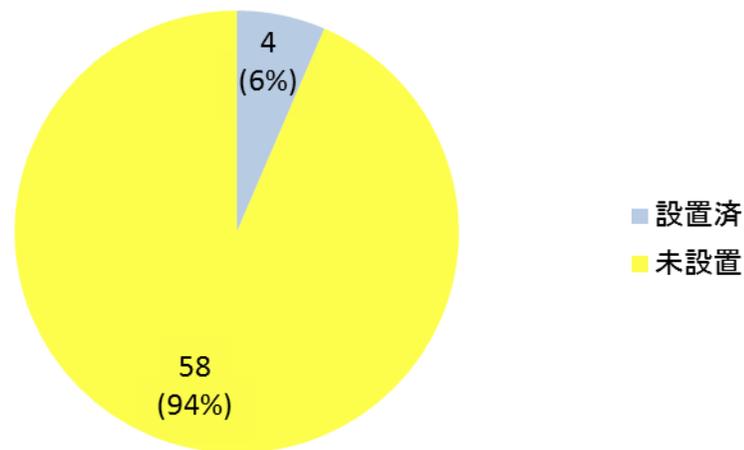
図表13 子ども・若者総合相談センター設置状況（全都道府県）



図表14 子ども・若者総合相談センター設置状況（全区市町村）



図表15 子ども・若者総合相談センター設置状況（都内区市町村）



東京都  
「東京都若者総合相談センター(若ナビα)」  
設置済